

2016年2月1日

お客様各位

中央労働金庫

【ニュースリリース】 教育ローン奨学金借換制度の金利引下げについて

日頃より格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

〈中央ろうきん〉は、本年2月1日より、奨学金の借換を目的とした教育ローンの適用金利を引下げます。

現在わが国では、教育費の高騰や家計収入の減少を受けて奨学金の利用者数が拡大しておりますが、その一方で、卒業後の不安定雇用や低賃金労働を理由とした返済困窮者が多数生じており、大きな社会問題となっています。

これを受け、当金庫は2015年3月より、団体会員のお客様を対象に教育ローンによる奨学金借換制度を導入し、この問題に取り組む労働福祉団体や会員である労働組合等と連携してまいりましたが、今般、勤労者のセーフティネットとして更なる役割発揮を目指すため、当該制度の適用金利を下記の通り引下げることにいたしましたのでご案内いたします。

記

1. 本制度の対象商品

教育ローン固定金利型（10年以内・10年超）

2. 本制度の対象となるお客様

団体会員の構成員の方

3. 金利引下げの適用について

(単位：年利、%)

	現行			適用後		
	表示金利	保証料	適用金利	表示金利	保証料	適用金利
10年以内	1.7	0.7	2.4	1.2	0.4	1.6
10年超	2.2	0.7	2.9	1.7	0.4	2.1

※上記金利は、資金用途が奨学金借換の場合に限ります。

※固定金利型のみ適用となります。

※「ずっとサポート引下げ」▲年0.1%、「はるかぜ引下げ」▲年1.0%は重複適用できます。

※金利情勢の大幅な変動があった場合には、金利改定を行うこともあります。

4. 取扱開始日

2016年2月1日（月）ご融資実行分からとなります。

5. 資金使途

本人および同居家族または非扶養を含む二親等以内の親族の奨学金の借換資金を金利引下げの対象とします。

【対象となる奨学金の種類】

日本学生支援機構、自治体、学校法人、財団法人等の貸与奨学金とし、公的・民間の種類は問いません。ただし、消費者金融等のいわゆる「学生ローン」は対象外です。

以 上

お問合せ先：中央労働金庫 お客様相談デスク TEL. 0120-86-6956
(受付時間 平日 9時～18時)